

部活動活動方針

佐倉市立西志津中学校

<p>学校教育目標及び 部活動のねらい</p>	<p>【学校教育目標】 「未来を拓く自己肯定感をもった生徒の育成 ～自立と共生を目指せる西志津の生徒～」</p> <p>【部活動のねらい】</p> <p>(1)自己の興味・関心を追求する活動を体験することにより、個性の伸長に役立てる。また、生涯にわたる豊かな興味や特技などを育てる。</p> <p>(2)異年齢集団に所属し、学年を超えた人間関係の中で、一つの目標に向かって組織的な活動を展開することにより、社会性を養う。</p> <p>(3)他と競い合う中、勝敗や結果だけにこだわらずに相手の立場を尊重し、ルールやマナーを遵守できるような人間性を養う。</p>
<p>部活動の基本方針</p>	<p>【適切な指導】</p> <p>(1)校長及び各顧問は、生徒の心身の健康管理や事故防止に万全を尽くすとともに、体罰やハラスメントの根絶を徹底する。</p> <p>(2)運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地から、トレーニング効果を高めるためには、休養を適切に取る必要があることや、過度の練習はスポーツ障害や外傷のリスクを高めてしまうこと等を正しく理解する。</p> <p>(3)科学的トレーニングの積極的な導入等により、短時間で効果が得られる合理的かつ効率的な指導を行うよう努める。</p> <p>【活動時間】</p> <p>(1)月曜日はノ一部活デーとし、朝も放課後も練習を実施しない。</p> <p>(2)平日放課後の活動については2時間程度、土曜日及び日曜日（以下「週末」という）を含む休業日の活動については3時間程度とする。やむを得ずこれを超えて活動する場合は、その前後の活動時間を短縮する等、過度にならないように留意する。</p> <p>(3)学期中は毎週月曜日に加えて、週末いずれか1日を休養日に設定することで、最低2日の休養日を設けることを基準とする。週末いずれも大会・コンクールに参加した場合は、他の日に休養日を振り替える。</p> <p>(4)土曜日が学校行事で登校日になった場合は、翌日の日曜日又は振替休業日のいずれかを休養日とする。</p> <p>(5)定期テスト4日前より、諸活動停止期間とする。ただし、週末に大会・コンクールを控えている場合は、保護者の同意と校長の了承を受けて、1時間程度の練習を許可する場合がある。</p>

【大会・コンクールや校外での活動参加】

- (1)大会・コンクールや練習試合等の校外での活動については、生徒の発育発達からみて無理のない範囲とする。
- (2)参加にあたっては、顧問が実施日、場所、時間、引率方法、参加生徒等について引率届を提出し、事前に校長の承認を得る。
- (3)校長は、参加する大会・コンクール等を把握し、様々な大会に参加することが、生徒や各顧問の過度な負担にならないよう、参加する大会等を精査する。
- (4)校長が許可していないものについては、「学校の管理下」にあらず、日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」の給付の対象外とする。

【安全管理と事故防止】

- (1)活動に際しては、生徒の健康観察を適切に行い、体調が優れない生徒に対しては、無理をさせず、活動内容を制限するか、休ませるかを適切に判断する。
- (2)学年や個人差に十分配慮した活動内容と方法を工夫し、段階的、計画的な指導を行う。
- (3)準備運動及び整理運動をしっかり行い、事故を未然に防ぐ。
- (4)練習場所、使用器具の整備・点検に努め、生徒にも使用前の安全確認の習慣化を図る。
- (5)活動時の気象条件に留意する。特に高温・多湿下においては、適切な水分の補給や健康観察を行い、熱中症に十分注意する。
- (6)暴風や雷等に対して、練習の中止や中断の判断が的確に行えるよう、情報の収集に努め、判断基準を明確にしておく。

【経費】

- (1)部活動に必要な経費については、学校の予算の範囲内で、運営の工夫に努める。
- (2)大会への参加費や交通費、用具費、ユニフォーム代等、保護者に負担させる際は、保護者の負担を考慮して計画的に徴収する。また、校長の承認を得て、文書にて必要額と用途を事前に通知するとともに、会計報告を適宜行う。

【保護者・地域との連携】

- (1)年度始めに行う部活動保護者会に加えて、適宜保護者との意見交換の機会を設け、部活動指導に対する理解を得る。
- (2)各顧問の負担を減らしながら、生徒が専門的な指導を受けられるように、必要に応じて部活動指導員のみならず、指導力を備えた地域の外部指導者の活用も進める、